

【長崎県中小企業向け制度融資一覧表】

(令和3年8月3日以降)

長崎県 産業労働部 経営支援課
Tel 095-824-1111(内線2651)

制度名		融資対象	資金用途	貸付条件			
				限度額	利率%(年)	償還期間	保証料率%(対融資額・年)
経営安定資金	長期	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 ① 税務申告決算において、直近期とその前期以前3期のいずれかの決算期決算と比較し、売上高が減少または経常利益（個人事業者は所得金額）が減少していること ② セーフティネットの認定を受けたこと ③ 最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること ④ 直近期の税務申告決算において繰越欠損（個人事業者はマイナスの元入金）を内包している者 ⑤ 本制度を利用中の者で、返済財源が不足するために再調達資金を必要とする場合に、当初融資金額以下で本制度の借換を行う者	運転設備	5,000万円	1.95以内	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.45～1.30 ※セーフティネット1～4号、6号は0.45 5、7、8号は0.40
	短期	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、短期資金を必要とする者	運転設備	別枠 2,000万円	1.55	1年以内	
	長期設備	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次の各号のいずれかに該当する設備投資を行う者 ① 工場、倉庫、店舗、事務所等を新築、増築、改築または改装しようとする者 ② 構築物・機械・装置等を新設、増設、更新または改造しようとする者 ③ 資材置場、駐車場用地等、事業に係る土地取得を主目的とする者又は①、②を目的とする土地取得を行う者	運転設備	別枠 1億円 ※ 運転資金は、設備投資に伴い必要となるつなぎ資金の決済資金のみ利用可	2.15以内	15年以内 (据置 2年)	
	経営力強化	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、中小企業等経営強化法に基づき国から認定を受けた経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営力の強化を図る者	運転設備	別枠 5,000万円	1.85以内	運転 5年以内 (据置 1年) 設備7年以内 (据置 1年) ただし、借換の場合は10年以内(据置1年)	0.45～1.20
小規模企業者支援資金		保証協会の保証による借入れが、この資金の借入れを含めて2,000万円を超えない者であって、次のいずれかに該当する者 ① 県内において事業を継続し、県税を完納している小規模企業者（NPO法人を除く。） ② 小規模企業者（NPO法人を除く）のうち、特別小口保険を利用する者は、県内で同一の業種に係る事業を1年以上継続して行い、源泉徴収による所得税以外の所得税(法人である場合は法人税)、事業税又は県民税、市町村民税の所得割のいずれかについてこの資金の借入申込日以前1年間に於いて納期が到来した税額がある者であって、かつ当該税額を完納している者	運転設備	2,000万円	1.90以内	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.50～1.60 ※セーフティネット1～8号は0.45 ※特別小口保険は0.45
下請企業・協同組合振興資金	下請企業手形割引あつせん	長崎県産業振興財団に登録されている下請中小企業者で、支払条件の悪化により、資金繰りに支障を来たし、手形割引による運転資金を必要とする者	運転	2,000万円 組合 5,000万円	1.55	120日以内 (割引期間)	—
	協同組合振興	長崎県中小企業団体中央会に加入し、その指導を受け、かつ一定の要件を備えた中小企業協同組合等	運転設備	5,000万円 (知事特認は別途)	1.85 1年以内 1.55	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	必要な場合 0.45～1.30

制度名		融資対象	資金 使途	貸付条件			
				限度額	利率% (年)	償還期間	保証利率% (対融資額:年)
緊急資金 繰り支援 資金	連鎖倒産 防止	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 ① 倒産企業（銀行取引停止を含む。）に対し、売掛債権等を有する関連中小企業 ② 知事が特に認めた企業に対し、売掛債権等を有する関連中小企業	運転	3,000万円 (債権額を限度)	1.30	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.05~0.90 ※1セーフティネット 1~4号、6号 は0.05 5、7、8号は 0 ※2危機関連 保証は0.05
	災害復旧 支援	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、台風、水害等の自然災害により、事業所、商品、原材料等に被害を被った者	運転 設備	別枠 3,000万円			
	環境変化 対策	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、知事が認める特別の事由による経営環境の変化等により、経営の安定に支障が生じている者で、知事が認める特定の地域で事業を行っている者又は中小企業信用保険法第2条6項の規定により、経済産業大臣が発動する突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象を原因として経営の安定に支障を生じていることについて市町長の認定を受けた者	運転 設備	別枠 1億円 ※セーフティネット保証は 別枠1億円 ※危機関連保証は 別枠2億8,000万円		10年以内 (据置 2年)	
創業バックアップ 資金	県内において新たに創業しようとする者、または創業後一定期間未満の者で、次の各号の全てに該当する者 ① 次のいずれかに該当する者 事業を営んでいない個人であって、次に該当する者 ア 1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有すること イ 2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること ウ 事業を開始した日以後5年未満であること エ 会社を設立した日以後の期間が5年未満であること オ 個人で創業し法人成りした会社であって、当該会社の創業者がウに該当していること ② ①ア又はイに該当する場合は、次のいずれかに該当する者（法人の場合は代表者が次のいずれかに該当するもの） ア 商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の推薦を得た者 イ 開業業種と同一事業に3年以上従事した経験のある者 ウ 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた者で、その技術を実用化するため新たに事業を開始しようとする者 エ 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする者 ③ 県内に住所を有する者 ④ 県税を完納している者（納期が到来している者に限る）	運転 設備	3,500万円	1.65	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.40 ※ 一般保証 利用の場合 0.05~1.50	
事業承継資金	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、5年以内に事業承継予定又は事業承継後5年以内の者で、次のいずれかに該当するもの。 ① 被承継者の親族、役員又は従業員による事業承継で、次のいずれかに該当する者 ア 個人事業主から事業を承継した個人又は会社 イ 代表者の交代による経営の承継を行う会社 ウ 事業承継のために設立された持株会社 ② 被承継者の事業の承継を行う個人又は会社	運転 設備	1億円	1.65	運転10年以内 (据置 1年) 設備15年以内 (据置 2年)	0~1.12	

制度名	融資対象	資金使途	貸付条件			
			限度額	利率% (年)	償還期間	保証利率% (対融資額:年)
再生支援資金	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 ① 中小企業再生支援協議会の支援を受け、事業再生が可能として再生計画（経営改善計画）を策定した者 ② 金融機関の支援を受けて再建計画を策定した者 ③ 商工会議所又は商工会の支援を得て経営改善計画を策定した者 ④ がんばる長崎中小企業経営支援ネットワークに係る経営サポート会議において支援が検討され、金融機関の支援を受け、経営再建を行う者	運転 設備	5,000万円	1.80 以内	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.05～1.50 ※セーフティネット 1～4号、6号 は0.40 5、7、8号は 0.35
地域産業 支援資金	過疎・離島 半島振興	運転 設備	5,000万円	1.80	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.05～0.90 ※経営革新 関連特例又 は経営力向 上関連特例 利用の場合 は0.40
	地域雇用 促進応援			1.55 以内		
	経営革新 応援			1.55		
	商店街 活性化			1.50		
地方創生 推進資金	食のながさき 応援	運転 設備	2億円 (内、運転 5,000万円)	1.35	運転 7年以内 (据置 1年) 設備 12年以内 (据置 2年)	0.20
	ものづくり 企業育成応援			1.30	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	
	健康・観光 関連産業応援			2億8,000万円	10年目まで 1.00 11年目以降 の利率は、 その時点の 経営安定資 金（長期） の利率以内 とする。	